

令和 6 年 3 月 2 9 日

各 部 長
首 席 監 察 官 殿
各 所 属 長

警 察 本 部 長

少年指導委員制度の運営について（通達）

少年指導委員制度については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）及び少年指導委員に関する規程（昭和60年三重県公安委員会規程第1号。以下「規程」という。）の規定に基づき、留意事項を定め運営しているところであるが、引き続き、下記のとおり実施することとしたので、同制度の趣旨にのっとり、適正かつ効果的な運営に努められたい。

なお、「少年指導委員制度の運営について（通達）」（令和4年7月1日付け少発第266号）は廃止する。

記

1 制度の趣旨

この制度は、都道府県公安委員会が、一定の要件を満たすと認められる民間有志者を法律上職務が明確に位置付けられた少年指導委員として委嘱し、風俗環境が及ぼす影響から少年を守り、その健全な育成に資するための諸活動を地域住民と一体となって行わせるものである。

2 委嘱

(1) 活動区域

ア 活動区域の設定

少年指導委員は、風俗営業及び性風俗関連特殊営業等に関して職務を行うものであり、規則第2条に規定する活動区域は、いわゆる繁華街、歓楽街に限られず、これら営業の営業所等が存在し、その有害な環境から少年を守る必要性が認められる地域とする必要があることから、各警察署の管轄区域とする。

イ 活動区域の名称

地域住民が活動区域を容易に理解できるように、活動区域の名称は、「〇〇警察署管轄区域」のように警察署名を冠したものとする。

(2) 委嘱人数

活動区域ごとの委嘱人数については、少年指導委員制度の趣旨及び当該活動区

域の実情を踏まえ、少年の健全育成のための活動が適正かつ効果的に実施できるよう配意した上で、別に定めるものとする。

(3) 委嘱要件

ア 委嘱の考え方

少年指導委員は、風俗営業及び性風俗関連特殊営業等に関する各種の活動を民間有志者として地域住民と一体となって行うものであり、その趣旨を踏まえれば、活動区域内に居住し、又は勤務するなど当該活動区域の実情に精通している者であることが必要である。

イ 法の要件

法第38条第1項各号に規定する少年指導委員の要件については、次のとおりであるので、委嘱に当たっては、これらの点について慎重に審査を行って適任者を選定すること。

(ア) 人格及び行動について、社会的信望を有すること。

人格識見ともに優れ、行動においても地域住民に信頼のあることをいう。

(イ) 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。

少年に対する深い理解と愛情を持ち、少年の健全な育成に資するための活動に対して旺盛な熱意と使命感を持つとともに、自主的、自発的な活動を可能にするだけの時間的余裕を有することをいう。

(ウ) 生活が安定していること。

経済的観点からだけでなく、社会的、家庭的にも安定していることをいう。

(エ) 健康で活動力を有すること。

心身ともに健康であり、その職務を行うことによって、精神的、肉体的に支障を来すおそれがないことをいう。

このような要件を満たす限りにおいては、年齢を問わないが、特に70歳以上の者については、活動力等の面から、十分に適格性を判断すること。

ウ その他の留意事項

イのほか、少年指導委員制度の趣旨を踏まえ、次の点にも留意すること。

(ア) 風俗営業の営業者等

現に風俗営業及び性風俗関連特殊営業等の営業者である者については、慎重かつ厳密な審査を行うこと。

なお、法第4条第1項各号に掲げる風俗営業者の欠格事由に該当する者や20歳未満の者については、一般的に資格要件を満たさない者と判断される。

(4) 活動に実効が期待できない者

例えば、多くの職を兼ねているなど、少年指導委員としての活動を期待できないと思われる者については、慎重な審査を行うこと。また、委嘱後の活動に熱意がみられないなど、実効の上がらない者については、再委嘱の際に慎重な審査を行うこと。

(4) 委嘱手続

ア 活動区域を管轄する警察署（以下「管轄署」という。）の長（以下「管轄署長」という。）は、上記の要件を満たし、適任と認められる者について、規程第3条第3項に規定する推薦書により、警察本部長（以下「本部長」という。）を経て公安委員会に推薦すること。

イ 少年指導委員の委嘱は、公安委員会において、規程第3条第1項に規定する委嘱状及び同条第2項に規定する身分証明書（以下「身分証明書」という。）を交付して行う。

(5) 関係住民への周知

公安委員会が少年指導委員を委嘱したときの関係住民に対する周知については、当該少年指導委員の氏名、連絡先及び活動区域を三重県公安委員会告示により、三重県公報へ登載して公示するものとする。また、各警察署の掲示板への掲示、交番・駐在所広報紙への掲載等適当な方法により関係住民への周知に努めるものとする。

なお、連絡先については、原則として、管轄署の電話番号とするものとする。

(6) 任期

少年指導委員の任期は、委嘱の日から2年であり、再任することができるが、その場合においても、新たに委嘱する場合と同様の手続をとるものとする。

なお、任期途中に死亡、解嘱等の理由により少年指導委員が欠けた場合における補欠の少年指導委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 職務

法第38条第2項各号及び規則第4条各号に掲げる少年指導委員が行う職務の具体的な内容は、次のとおりとする。ただし、いずれも、強制にわたる行為を行う権限ではないことに留意すること。

(1) 少年の補導（法第38条第2項第1号）

ア 少年に対し、法第38条第2項第1号に規定する行為をやめるよう指導すること。

イ 少年に対し、法第38条第2項第1号に規定する行為が少年の健全な育成に障

害を及ぼすものであることを説示すること。

ウ 少年の保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、当該少年を現に監護するものをいう。)又はこれに代わるべき者(以下「保護者等」という。)に連絡すること。

エ 少年が18歳未満であつて、保護者等がないとき、又は保護者等に監護させることが不適當であると認めるときは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第25条の規定により通告を行うこと。

(2) 風俗営業を営む者等に対する助言(法第38条第2項第2号)

ア 少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止に係る法の規定を教示すること。

イ 少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止に係る法の規定を遵守するために講ずべき措置を促すこと。

(3) 被害を受けた少年に対する援助(法第38条第2項第3号)

ア 当該少年に対し、再び被害を受けることを防止するために助言又は指導すること。

イ 当該少年の保護者等に連絡すること。

ウ 当該少年又はその保護者等に対し、当該少年を支援することができる機関、団体等を紹介すること。

エ 少年が18歳未満であつて、保護者等がないとき、又は保護者等に監護させることが不適當であると認めるときは、児童福祉法第25条の規定により通告を行うこと。

(4) 地方公共団体の施策等への協力(法第38条第2項第4号)

ア 地方公共団体の施策や民間団体の活動に参加すること。

イ 地方公共団体の施策や民間団体の活動に参加の意志を有する者を募ること。

(5) 少年相談(規則第4条第1号)

風俗営業及び性風俗関連特殊営業等に関して、少年の健全な育成に係る事項について、少年又は保護者等からの相談があった場合、相談者に対して必要な助言及び指導その他の援助を行うこと。

(6) 広報啓発活動(規則第4条第2号)

繁華街等における有害環境浄化や不良行為少年への声掛けキャンペーンを行うなど、少年の健全育成に関する住民運動の盛り上げを図る活動に努めること。また、少年をめぐる具体的な状況を踏まえつつ、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止し、又は少年の健全な育成に資する事項について広く住民に周知させること。

4 活動に関する一般的留意事項

(1) 心構え

規則第1条に規定する少年指導委員の心構えについては、次のとおりである。

ア 少年の人格を尊重し、かつ、少年の健全な育成を期する精神をもってその職務を遂行しなければならない。

イ 常に、人格識見の向上に努め、関係者から尊敬と信頼を得られるように心掛けるほか、職務の遂行に必要な知識及び技能の修得に努めなければならない。

(2) 守秘義務

ア 考え方

少年指導委員は、風俗営業の営業所等への立入りの実施時期、立入り先の営業所の従業員の氏名等の秘密を知り得る機会があり、また、少年に対する助言、指導その他の援助の過程で、被害少年や加害者の氏名、連絡先等の秘密を取り扱う機会があるなど、個人情報を知り得る立場にあることから、法第51条において、罰則で担保することによって、秘密を保持することについての慎重さを期するものである。

なお、守秘義務を罰則で担保したことにより、少年指導委員に対する県民からの信頼感が更に高まり、活動がしやすくなることも期待されている。

イ 秘密を守るべき事項

法第38条第3項に規定する秘密については、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第100条等に規定する秘密と同義であり、判例によれば、同法の秘密について、非公知の事実であって、実質的にもそれを保護するに値するものをいうものとされている。

少年指導委員に関しては、例えば、補導した少年の氏名等、風俗営業の営業所等で発見した年少者の氏名等、立入り先の営業所等の名称及び従業者の氏名等が秘密に当たり得るが、どのような状況が守秘義務違反となるのかについては、個別具体的な事案に応じて判断されるべきものである。

(3) 身分等

少年指導委員は、その委嘱、職務等について法令に根拠を有するボランティアで、公安委員会から委嘱される特別職の非常勤地方公務員である。また、名誉職であるため、生活費としての俸給又は給料を受けない。

(4) 活動上の注意

少年指導委員は、その活動を行うに当たっては、関係者の正当な権利及び自由を害することのないように留意しなければならない。また、個々の活動において

も、威圧的な言動や態度を避け、関係者の年齢、性別、立場等に応じた親しみのある言葉を用いる必要がある。

(5) 風俗環境浄化協会の協力

少年指導委員は、平素から、三重県風俗環境浄化協会等の関係機関、団体と連絡を密にし、少年を取り巻く有害環境の実態把握に努めなければならない。また、その職務遂行に当たっては、これらの関係機関、団体の協力を得つつ、効果的な活動となるように努めなければならない。

(6) その他

ア 公務性の確保

少年指導委員は、3の(1)から(6)の活動を行うときは身分証明書を携帯し、少年や関係者にこれを提示して公務性を明らかにしなければならない。

なお、少年指導委員に委嘱されている者が、3の(1)から(6)の活動以外に一般のボランティアとして何らかの活動を行うことは自由である。しかし、これらの活動は少年指導委員としての活動とはいえないことから、事故があった場合には少年指導委員の公務災害としての補償はないと考えられること、また、これらの活動によって第三者に損害を与えたような場合には国家賠償法の適用は困難であると考えられることに留意する必要がある。

イ 活動の記録・報告

(ア) 少年指導委員は、活動の内容について、少年指導委員活動記録簿（様式第1）に記録し、その都度、速やかに管轄署長に報告するものとする。

(イ) 報告を受けた管轄署長は、少年指導委員の1か月の活動内容について、定期活動記録簿（様式第2）に記載し、少年指導委員活動記録簿の写しを添付の上、少年課長を経て本部長に報告すること。

5 研修

(1) 考え方

少年指導委員の職務が適正かつ効果的に行われるようにするため、公安委員会は、少年指導委員に対する研修を実施し、必要な知識及び技術を修得させるとともに所要の指導を行う。

したがって、合理的な理由なく研修を受講しない者については、「職務の執行に必要な熱意及び時間的余裕がないもの」として、解嘱の要件に該当するか否かを検討すること。

(2) 実施基準

少年指導委員に対する研修は、法及び規則の趣旨を踏まえ、別紙「少年指導委

員に対する研修の実施基準」により実施するものとする。

6 解嘱

(1) 解嘱事由

法第38条第6項各号に規定する少年指導委員の解嘱事由については、次のとおりである。

ア 法第38条第1項各号のいずれかの要件を欠くに至ったとき。

2(3)イの要件の判断を参照すること。

イ 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき。

少年指導委員が正当な理由がなく、法若しくは規則に規定する職務上の義務に違反し、又は法第38条第2項各号に規定する職務を行わないときをいう。

ウ 少年指導委員たるにふさわしくない非行のあったとき。

少年指導委員としてふさわしくない刑罰法令に違反する行為又は反道徳的、反社会的行為があったときをいう。

(2) 解嘱手続

ア 管轄署長は、少年指導委員が、(1)の解嘱事由のいずれかに該当するに至ったと認めるときは、その該当する事実を明らかにして、規程第6条第1項に規定する解嘱上申書により、本部長を経て公安委員会に対し、当該少年指導委員の解嘱を上申するものとする。

イ 少年指導委員を解嘱しようとするときは、当該少年指導委員に対して、弁明の機会を与えるため、解嘱の理由並びに弁明を聴くための期日及び場所を2週間前に通知するものとする。

ウ 当該少年指導委員の所在が不明であるため通知をすることができないとき又は通知をしたにもかかわらず正当な理由がなく期日までに弁明を行わないときは、弁明を聴かないで解嘱することができるものとする。

エ 少年指導委員を解嘱する場合は、規程第6条第2項に規定する解嘱通知書を当該少年指導委員に交付するものとする。

7 立入り

(1) 考え方

法第38条の2第1項に規定する少年指導委員の立入りは、犯罪捜査のために認められたものではなく、少年の健全育成という目的を達成するための手段として認められたものである。したがって、法に規定する「少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があると認めるとき」とは、具体的には、少年の健全育成のための施策を推進するために立入りをして少年の健全育成に障害を及

ばす行為を防止する場合等がこれに当たる。また、「この法律の施行に必要な限度において」とは、法第37条第2項に規定する警察職員の立入りと同様に、公安委員会として、行政上の指導、監督のため必要な場合に、法の目的の範囲内で必要最小限で行わなければならないことをいうのであり、例えば、経営状態の把握のために会計帳簿や経理書類等の提出を求めたり、保健衛生上の見地から調理場の検査を行うこと等は認められない。

(2) 立入りの指示

ア 指示の趣旨

公安委員会の指示の下で立入りを行わせる趣旨は、風俗営業の営業所等への立入りを適正かつ効果的に行わせるため、立入りの必要性、対象となる営業所、実施する期間等について公安委員会の判断に掛からしめ、その指示によって適正な立入りの実施を図ることとしたものである。

イ 指示の形式

公安委員会が行う立入りの指示は、管轄署において個々の少年指導委員に対し、規程第5条第1項に規定する立入指示書（以下「立入指示書」という。）を交付して行うものとする。

ウ 指示を行う時期

公安委員会が行う立入りの指示は、指示の趣旨の徹底を図る観点から、当該立入りを行うに先立ち管轄署等に少年指導委員が集合した際に行うものとする。

エ 指示の内容

指示の具体的な内容は、次のとおりとする。

(ア) 立入りを実施すべき場所

a 法第37条第2項各号に掲げる場所のいずれであるかの別

立入りを行うべき営業の種別を明らかにすれば足りる。例えば「法第2条第1項第4号に掲げる営業マージャン店、パチンコ店等」、「法第2条第1項第5号に掲げる営業ゲームセンター等」とすることも可能である。

b 立入りを実施すべき地域

立入りの地域としては、少年指導委員の活動区域内のいずれか又は活動区域内全域を指定すれば足りる。また、地域の特定としては、次のいずれかの方法により行うこと。

(a) 活動区域内における法第37条第2項各号に掲げる営業全てを指定（例：〇〇にある風俗営業の営業所、店舗型性風俗特殊営業の営業所…）

(b) 活動区域内における対象となる営業種別を指定（例：〇〇内にある法

第2条第1項第5号営業の営業所)

なお、対象となる地域における営業所等の状況を踏まえ、あらかじめ危険やトラブルが予想される営業所等には、少年指導委員に立入りをさせないように留意すること。特に、立入りの必要性を認める営業所等（例えば、違反の風評がある営業所）があらかじめ判明している場合には、少年指導委員に特定の営業所等を示して立入りをさせるのではなく、警察職員による立入りを実施すること。

(イ) 立入りを実施すべき期日又は期間

少年指導委員については、その自発的な活動に期待して委嘱するものであり、また、本来、ボランティアであるという性質を踏まえれば、活動の詳細にわたって指示を行ったり、「何時から何時まで」といった厳格な活動時間を一方的に定めることは、制度の趣旨に照らして望ましくない。

一方、少年指導委員の立入りは、公安委員会が「少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があると認めるとき」に行わせることができるものであり、公安委員会の指示は、当該立入りの適正かつ効果的な実施のために行われるものであるため、次のように、過度に長期にならない範囲で、実施すべき期日又は期間を示すこと。

- a 「青少年非行防止活動夏季強化期間」等、少年の健全育成に関する施策を推進している期間
- b 公安委員会として立入りを必要と認める特定の日（青少年の日、地域における祭礼の日、地域における環境浄化活動の日、特定の曜日等）
- c 少年指導委員から自主的な立入り活動の申出があり、これを相当と認める場合、当該活動を行う特定の期間（ただし、1か月以上の自主的な活動の期間は、立入りの適正な実施のための指示という趣旨に照らせば長期に過ぎ、当該期間内にaのような事情のない限り1週間程度が限度であると考えられる。）

(ウ) 立入りを実施するに当たっての留意事項

風俗営業の営業所等への立入りについては、少年指導委員を単独で行わせることは通常困難であると考えられるため、警察職員が同行して行うか、又は複数の少年指導委員により行うものとする。

なお、警察職員と共に立ち入ることを指示する場合、警察職員は公安委員会から個別具体の指示を受ける立場にないことから、その氏名まで立入指示書に示すのは適当ではない。

さらに、無用のトラブルを避けるため、例えば、立入り実施時の心構えや配意事項として、次のような留意事項を示すこと。

- a 営業者の負担を考慮し、その理解と協力を求めて行うこと。
- b 基本的に営業時間内に立入りを実施すること。
- c 調査の必要上質問を行う場合にあっては、原則として、営業者、従業員等営業者側の者に対する質問に限り、客に対する質問は、当該客が20歳未満の者であり、補導又は援助を行う必要がある場合に限り行うこと。

(3) 立入りの実施

ア 立入りの際に行うこと

少年指導委員の立入りは、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があると認めるときに公安委員会が行わせるものであり、その観点から、次のことを行うものとする。

(7) 視察

次のような点について視察を行うものとする。

- a 18歳未満の者が風俗営業の営業所に立ち入ってはならない旨を営業所の入口に表示しているか（法第18条）
- b 風俗営業（ゲームセンターを除く。）の営業所で、18歳未満の者を使用したり、客として立ち入らせたりしていないか（法第22条第1項第4号及び第5号）
- c ゲームセンターにおいて、午後6時を超えて午後10時前の時間に保護者等の同伴のない16歳未満の者を、午後10時から翌日の午前6時までの時間に18歳未満の者を客として立ち入らせていないか（法第22条第1項第5号及び同条第2項）
- d 飲食店営業の営業所で、深夜、18歳未満の者を客に接する業務に従事させたり、客として立ち入らせていないか（法第32条第3項により準用する第22条第1項第4号及び第5号）
- e 風俗営業や飲食店営業の営業所で、20歳未満の者に酒やたばこを提供していないか（法第22条第1項第6号及び第32条第3項）
- f 店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業の営業所や派遣型ファッションヘルス（法第2条第7項第1号の営業）の受付所で、18歳未満の者を客に接する業務に従事させていないか。また、18歳未満の者を客として立ち入らせたり、20歳未満の者に酒やたばこを提供していないか（法第28条第12項第3号から第5号まで、第31条の3第2項及び第3項、第31条

の13第2項第3号、第5号及び第6号)

(イ) 質問

(ア)を確認する目的のため必要があるときは、関係者に質問するものとする。ただし、原則として営業者、従業者等営業者側の者に質問し、客に対する質問は、客が少年であると判明し、これを補導又は援助するため必要があると認められるときに行うものとする。

(ウ) その他

少年指導委員が補導対象となる少年や援助すべき少年を発見した場合には、補導又は援助を行うものとする。また、必要に応じ、営業者等に対して法の規定の教示や遵守のための措置の助言を行うものとする。

イ 立入りの際に法令違反を発見した場合の措置

少年指導委員は、法令違反に対して行政処分を行うなどの権限は有していないことから、直ちに管轄署に連絡するものとする。

ウ 立入りを拒否された場合等の対応

立入りを拒否された場合等は、強いて立ち入ることのないようにするとともに、管轄署に連絡するものとする。

(4) 立入りの報告

ア 報告の趣旨

立入りの結果を公安委員会に報告させる趣旨は、少年指導委員による立入りの実施状況を公安委員会が掌握するとともに、公安委員会が風俗営業等の実態を把握するためである。

イ 報告の形式

法第38条の2第3項の規定による報告は、規程第5条第2項に規定する立入結果報告書（以下「立入結果報告書」という。）により行うものとし、その際、立入指示書も併せて提出するものとする。

なお、複数の少年指導委員による立入りを実施した場合は、連名で立入結果報告書を作成し、公安委員会に報告するものとする。

ウ 報告を行う時期

少年指導委員は、立入り実施後又は規則第9条第1項第2号に規定する立入りを実施すべき期間の終了後、速やかに公安委員会に立入りの結果を報告するものとする。

エ 報告の内容

報告の具体的な事項は、次のとおりである。

(ア) 立入りを実施した場所

- a 法第37条第2項各号に掲げる場所のいずれであるかの別
- b 立入りを実施した営業所の名称及び所在地

(イ) 立入りを実施した日時

(ウ) 立入りを実施した結果

- a 立入りにより確認した事項
- b 立入りの現場において講じた法第38条第2項第1号から第3号までの措置の内容等

(エ) その他参考となるべき事項

営業所等の雰囲気、立入りに立ち会った者の氏名、対応状況等が該当する。

なお、立ち会った者の人定については、判明した範囲で差し支えなく、強いて人定を聞き出す必要はない。

(5) 立入りをする少年指導委員の身分を示す証明書

少年指導委員は、風俗営業の営業所等へ立入りをする際は、法第38条の2第4項に規定するその身分を示す証明書（以下「立入証」という。）を携帯し、関係者に提示しなければならない。

なお、立入証については、立入り以外の活動に使用することのないよう留意する必要がある。また、立入証は、個々の少年指導委員に対して立入指示書を交付する際に交付し、立入り結果の報告時に返納させることとし、その際、立入指示書等交付台帳（様式第3）に必要事項を記載すること。

(6) 立入指示書等の保管

立入指示書、立入結果報告書及び立入指示書等交付台帳は、当該立入りを行った少年指導委員の委嘱期間満了時まで保管すること。

別紙

少年指導委員に対する研修の実施基準

1 研修の目的

研修は、少年指導委員の職務や立入りの適正かつ効果的な執行を確保することを目的とする。

2 研修計画

研修は、受講する少年指導委員の便宜に資するためにも、あらかじめ計画を策定し、これに基づいて行うものとする。

3 研修の方法

研修は、研修用に作成された教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うものとする。

4 講師

研修の講師は、研修事項について十分な知識及び経験を有する者をもって充てるものとする。

5 研修内容

研修項目は、規則の規定に基づき、おおむね次の表のとおりとする。

【定期研修：4時間以上5時間以下】

研修項目	研 修 内 容	研修時間
1 少年非行・風俗環境の状況	(1) 少年非行の状況 県内の少年非行情勢のほか、風俗営業等を中心とした福祉犯被害の状況を理解させる。 (2) 最近の風俗環境の状況 県内の風俗営業等の許可数・届出数、行政処分・検挙等の状況から、風俗環境の実態を理解させる。	1 時間
2 法第38条第2項各号に掲げる職務を遂行するために必要な知識及び技能に関すること。	(1) 知識 少年の補導、風俗営業の営業者等に対する助言、被害少年に対する援助、地方公共団体の施策等への協力等の方法及び留意事項を理解させる。 (2) 技能 実技指導、シミュレーション等により、上記職務の実務を理解させる。	2～2.5時間
3 法第38条の2第1項の規定による立入りを適正に行うために必要な知識及び技能に関すること。	(1) 知識 立入りの趣旨、指示、実施、報告の手続、受傷事故防止等の留意事項を理解させる。 (2) 技能 実技指導、シミュレーション等により、立入りの実務を理解させる。	1～1.5時間

【委嘱時研修：5時間以上7時間以下】

研修項目	研 修 内 容	研修時間
1 定期研修1～3と同じ。	同左	4～5時間
2 法その他少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止し、又は少年の健全な育成に資するための職務を行うため必要な法令に関すること。	(1) 法の概要 法の目的及び規制の概要を理解させる。 (2) 少年指導委員の法的地位及び職務倫理 少年指導委員が特別職の地方公務員であること、その自発的な意思に基づく活動を期待されていること等を理解させる。 (3) 少年指導委員の職務及び立入り 少年指導委員の職務の概要及び立入りの仕組みについて理解させる。 (4) 少年指導委員の守秘義務 守秘義務に関する留意事項及び違反の場合の罰則を理解させる。 (5) その他の関係法令 児童福祉法(昭和22年法律第164号)、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)、三重県青少年健全育成条例(昭和46年三重県条例第62号)等の法令のうち、風俗営業及び性風俗関連特殊営業等で行われやすい違反、児童相談所の役割等を理解させる。	1～2時間

様式第 1

少 年 指 導 委 員 活 動 記 録 簿

少年指導委員氏名	
活 動 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分 から 午前・午後 時 分 までの間
活動実施区域	
活 動 項 目	☐ 少年の補導 ☐ 風俗営業を営む者等に対する助言 ☐ 被害を受けた少年に対する援助 ☐ 地方公共団体の施策等への協力 ☐ 少年相談 ☐ 広報啓発活動
活 動 内 容	
少年指導委員の 意見又は措置	

備考 「活動内容」欄は、「活動項目」欄で選択した事項に応じた活動内容を記載すること。

年 月 日

警 察 本 部 長 殿

警 察 署 長

定 期 活 動 記 録 簿 (年 月 分)

種 別	活 動 内 容	
少年指導委員氏名		
補 導 の 実 施 状 況	活 動 回 数	回
	対 象 人 数	人
被害を受けた少年 に 対 す る 援 助	実 施 方 法	
	実 施 回 数	回
	対 象 人 数	人
風俗営業を営む者 等 に 対 す る 助 言	実 施 方 法	
	実 施 回 数	回
	対象営業所数	箇所
地 方 公 共 団 体 の 施 策 等 へ の 協 力	活 動 種 別	
	実 施 回 数	回
少 年 相 談	受 理 件 数	件
広 報 啓 発 活 動	実 施 方 法	
	実 施 回 数	回

様式第3

立 入 指 示 書 等 交 付 台 帳

番 号	少 年 指 導 委 員 氏 名	立入実施日（期間）	立入指示書及び 立入証交付日	立入指示書及び 立入証返納日	備 考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					